



公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成16年 8月 2日

長野県知事 田 中 康 夫

1 入札に付する事項

(1) 調達産品等の種類及び数量

諏訪湖流域下水道豊田終末処理場で使用する電気

契約電力 3,500kW 予定使用電力量 43,641,800kWh

(2) 調達産品等の特質等

入札説明書によります。

(3) 調達期間

平成16年11月1日から平成18年10月31日まで

(4) 調達場所

諏訪市大字豊田字湖畔1866-1

諏訪湖流域下水道豊田終末処理場

(5) 入札方法

入札金額は、本県で示す契約電力及び予定使用電力量に基づき、入札者が設定した契約電力に対する単一の単価及び使用電力量に対する単価（同一月においては単一のものとする。）を記載してください。

落札者の決定は、本県で示す予定使用電力量の対価を、入札書に記載された入札金額に従って計算した調達期間における電気料金の総額で行いますので、入札金額と併せて電気料金総額を記載してください。

なお、落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとします。）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「物件の買入れ」の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第3条第1項の規定により一般電気事業者として許可を受けている者又は同法第16条の2第1項の規定により届出を行っている特定規模電気事業者であること。

(5) 事故発生時等緊急な対応が必要な場合に必要な体制が確保されていること。

(6) 本公告に示した調達産品に関し、供給開始日から確実に安定

した供給が可能である者であること。

3 入札説明書の交付及び交付場所、契約条項等を示す場所並びに問い合わせ先

(1) 入札説明書の交付

本公告に係る入札に参加しようとする者の申請により入札に参加する者1人に対し、1部を無償で交付します。なお、郵送により交付を希望する場合には、当該郵送料を添えて申請してください。

(2) 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

諏訪市上川1-1644-10

長野県諏訪建設事務所 総務課

電話 0266 (57) 2933

4 入札手続等

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成16年9月16日（木）午前11時

イ 場所 諏訪合同庁舎 講堂

(3) 郵送による場合の入札書の受領期限及び提出場所

ア 日時 平成16年9月15日（水）午後5時

イ 場所 諏訪合同庁舎専用郵便番号 382-8601

長野県諏訪建設事務所 総務課

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、本公告に示した調達産品を安定して供給できることを証明するための書類（以下「競争入札参加資格確認申請書」という。）及び確認書類を平成16年9月2日（木）午後5時までに上記(3)の場所に提出してください。

なお、開札日の前日までに競争入札参加資格確認申請書及び確認書類に関し照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

(10) 契約の締結

この調達に係る契約は単価契約とします。

5 その他

詳細は入札説明書及び仕様書によります。

6 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:
Electricity of about 43,641,800kWh to be consumed in the Suwako Regional Sewerage System Toyoda Final Treatment Plant
Contract demand: 3,500KW
- (2) Contract duration:
From November 1, 2004 until October 31, 2006 included
- (3) Place where the product is procured:
The Suwako Regional Sewerage System Toyoda Final Treatment Plant
Address: 1866-1 Aza Kohan, Oaza Toyoda, Suwa City
- (4) Contact point for the tender information;
description/conditions/and other inquiries:
General Affairs Section, Suwa Construction Office
1-1644-10 Kamigawa, Suwa City
TEL 0266-57-2933
- (5) Time and place for the tender:
Time: 11:00 AM September 16, 2004
Place: Auditorium, Suwa Godo Chosha Bldg.
- (6) Time limit for the tender by mail and the delivery place:
Time: 5:00 PM September 15, 2004
Place: General Affairs Section, Suwa Construction Office
382-8601 (the exclusive zip code)

水環境課生活排水対策室

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成16年8月2日

長野県知事 田中康夫

- 1 申請のあった年月日
平成16年7月6日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 信州自然再生フォーラム
- 3 代表者の氏名
土田 勝義
- 4 主たる事務所の所在地
南安曇郡豊科町大字南穂高551番地17
- 5 定款に記載された目的
この法人は、産・学・官・民など多様な主体の参加と連携により先進的な技術と伝統的な技術、知的資源、科学的な知見を活用して、信州の河川、湖沼、里地、里山、田園、都市、森林、その他地域における自然環境の保全、再生、創出、維持管理に係る事業を行い、人と自然の絆の再生、地域環境および地球環境の向上に寄与することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定による変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成16年8月2日

長野県知事 田中康夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
プラグシティ飯山店
飯山市大字静間字田中2067ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
（株）プラグシティ
群馬県伊勢崎市下道寺町510
- 3 変更しようとする事項

- (1) 駐車場の位置及び収容台数

変更前	変更後
78台	63台

位置は届出書に添付された図面のとおり

- (2) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

変更前	変更後
6か所	6か所

位置は届出書に添付された図面のとおり

- 4 変更年月日
平成17年3月7日
- 5 届出年月日
平成16年7月6日
- 6 届出書及び添付書類の縦覧の場所
長野県商工部産業振興課及び長野県北信地方事務所商工雇用課
- 7 縦覧の期間
平成16年8月2日から平成16年12月2日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。
- 9 意見書の提出先
長野県商工部産業振興課又は長野県北信地方事務所商工雇用課

産業振興課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定による変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供し

ます。

なお、同法第 8 条第 2 項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成16年 8 月 2 日

長野県知事 田 中 康 夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友 真田店

小県郡真田町大字本原614-1 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

(株)エス・エス・ブイ

長野市川中島町御厨石河原37

3 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

小 売 業 者	開店時刻	閉店時刻
(株)エス・エス・ブイ	午前10時	午後 9 時
前澤安子		午後 7 時

(変更後)

小 売 業 者	開店時刻	閉店時刻
(株)エス・エス・ブイ	午前 9 時	午後11時
前澤安子	午前10時	午後 7 時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場	変 更 前	変 更 後
1	午前 7 時30分から 午後 9 時30分まで	午前 7 時30分から 午後11時30分まで
2		午前 7 時30分から 午後 8 時まで

4 変更年月日

平成16年 7 月23日

5 届出年月日

平成16年 7 月 9 日

6 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県商工部産業振興課及び長野県上小地方事務所商工雇用課

7 縦覧の期間

平成16年 8 月 2 日から平成16年12月 2 日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年 5 月19日 付け12産振第137号)様式第 8 号による。

9 意見書の提出先

長野県商工部産業振興課又は長野県上小地方事務所商工雇用課

産業振興課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第 6 条第 1 項の規定による変更の届出があったので、同条第 3 項に

産業振興課

において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第 8 条第 2 項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成16年 8 月 2 日

長野県知事 田 中 康 夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

A・コープあいぱんいいだ店

飯田市桐林1040-2 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

みなみ信州農業協同組合

飯田市北方3852-22

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前)

名 称	代 表 者 の 氏 名
みなみ信州農業協同組合	代表理事 宮 澤 惇

(変更後)

名 称	代 表 者 の 氏 名
みなみ信州農業協同組合	代表理事 松 下 數 之

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

(変更前)

名 称	代 表 者 の 氏 名
みなみ信州農業協同組合	代表理事 宮 澤 惇
(有)とみや呉服店	代表取締役 尾 関 代 次

(変更後)

名 称	代 表 者 の 氏 名
みなみ信州農業協同組合	代表理事 松 下 數 之
(有)とみや呉服店	代表取締役 尾 関 代 次

4 変更した年月日

平成16年 5 月24日

5 届出年月日

平成16年 7 月13日

6 届出書の縦覧の場所

長野県商工部産業振興課又は長野県下伊那地方事務所商工雇用課

7 縦覧の期間

平成16年 8 月 2 日から平成16年12月 2 日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年 5 月19日 付け12産振第137号)様式第 8 号による。

9 意見書の提出先

長野県商工部産業振興課又は長野県下伊那地方事務所商工雇用課

産業振興課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成16年8月2日

長野県知事 田中康夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

A・コープたかぎ店
下伊那郡喬木村1282ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

みなみ信州農業協同組合
飯田市北方3852-22

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
(変更前)

名	称	代表者の氏名
みなみ信州農業協同組合		代表理事 宮澤 惇

(変更後)

名	称	代表者の氏名
みなみ信州農業協同組合		代表理事 松下 敷之

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
(変更前)

名	称	代表者の氏名
みなみ信州農業協同組合		代表理事 宮澤 惇
(有)福田屋高橋商店		代表取締役 高橋 利尚
(有)ピカイチ		代表取締役 市瀬 光一

(変更後)

名	称	代表者の氏名
みなみ信州農業協同組合		代表理事 松下 敷之
(有)福田屋高橋商店		代表取締役 高橋 利尚
(有)ピカイチ		代表取締役 市瀬 光一

4 変更した年月日

平成16年5月24日

5 届出年月日

平成16年7月13日

6 届出書の縦覧の場所

長野県商工部産業振興課又は長野県下伊那地方事務所商工雇用課

7 縦覧の期間

平成16年8月2日から平成16年12月2日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工部産業振興課又は長野県下伊那地方事務所商工雇用課

産業振興課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成16年8月2日

長野県知事 田中康夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

アグリしなのいA区画
長野市篠ノ井布施五明587ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

グリーン長野農業協同組合
長野市篠ノ井布施高田961-2

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
(変更前)

名	称	代表者の氏名
グリーン長野農業協同組合		代表理事 小川 優

(変更後)

名	称	代表者の氏名
グリーン長野農業協同組合		代表理事 馬場 将

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名
(変更前)

氏名(名称)	代表者の氏名	住 所
グリーン長野農業協同組合	代表理事 小川 優	長野市篠ノ井布施高田961-2

(変更後)

氏名(名称)	代表者の氏名	住 所
グリーン長野農業協同組合	代表理事 馬場 将	長野市篠ノ井布施高田961-2
(有)クリーニングまちだ	代表取締役 町田 成人	長野市松代町松代173
野村佳章		上水内郡戸隠村豊岡10044-14

4 変更した年月日

平成16年5月26日

5 届出年月日

平成16年7月14日

6 届出書の縦覧の場所

長野県商工部産業振興課又は長野県長野地方事務所商工雇用課

- 7 縦覧の期間
平成16年 8 月 2 日から平成16年12月 2 日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年 5 月19日
付け12産振第137号)様式第 8 号による。
- 9 意見書の提出先
長野県商工部産業振興課又は長野県長野地方事務所商工雇用課

産業振興課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第 6 条第 1 項の規定による変更の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第 8 条第 2 項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成16年 8 月 2 日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
アグリしののいB区画
長野市篠ノ井布施五明628ほか
 - 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
グリーン長野農業協同組合
長野市篠ノ井布施高田961-2
 - 3 変更した事項
大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
(変更前)
- | 名 称 | 代 表 者 の 氏 名 |
|--------------|---------------|
| グリーン長野農業協同組合 | 代 表 理 事 小 川 優 |
- (変更後)
- | 名 称 | 代 表 者 の 氏 名 |
|--------------|---------------|
| グリーン長野農業協同組合 | 代 表 理 事 馬 場 将 |
- 4 変更した年月日
平成16年 5 月26日
 - 5 届出年月日
平成16年 7 月14日
 - 6 届出書の縦覧の場所
長野県商工部産業振興課又は長野県長野地方事務所商工雇用課
 - 7 縦覧の期間
平成16年 8 月 2 日から平成16年12月 2 日まで
 - 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年 5 月19日
付け12産振第137号)様式第 8 号による。
 - 9 意見書の提出先
長野県商工部産業振興課又は長野県長野地方事務所商工雇用課

産業振興課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第 6 条第 2 項の規定による変更の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第 8 条第 2 項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成16年 8 月 2 日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
西友 御代田店
北佐久郡御代田町大字御代田字上小田井2763-1 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
(株)エス・エス・ブイ
長野市川中島町御厨石河原37
- 3 変更しようとする事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
(変更前)

小 売 業 者	開店時刻	閉店時刻
(株)エス・エス・ブイ	午前 9 時	午後10時

(変更後)

小 売 業 者	開店時刻	閉店時刻
(株)エス・エス・ブイ	午前 9 時	午後11時

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変 更 前	変 更 後
午前 8 時30分から 午後11時30分まで	午前 8 時30分から 午後11時30分まで

- 4 変更する年月日
平成16年 8 月 6 日
- 5 届出年月日
平成16年 7 月15日
- 6 届出書及び添付書類の縦覧の場所
長野県商工部産業振興課又は長野県佐久地方事務所商工雇用課
- 7 縦覧の期間
平成16年 8 月 2 日から平成16年12月 2 日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年 5 月19日
付け12産振第137号)様式第 8 号による。
- 9 意見書の提出先
長野県商工部産業振興課又は長野県佐久地方事務所商工雇用課

産業振興課

公告

県営車沢地区土地改良事業の変更計画を定めましたので、次のとおり縦覧に供します。

平成16年 8月2日

長野県知事 田中 康夫

1 縦覧に供する書類

県営車沢地区土地改良事業変更計画書の写し

2 縦覧の期間

平成16年 8月3日から 8月30日まで

3 縦覧の場所

茅野市役所

土地改良課

公告

茅野市滝之湯堰土地改良区の役員について、次のように就退任の届出がありました。

平成16年 8月2日

長野県諏訪地方事務所長 牧野内 生 義

理 事

新 任

氏 名	住 所
久保田 泰 民	茅野市豊平2590番地
宮 坂 吉 喜	茅野市豊平3822番地 3
柳 平 義 久	茅野市豊平6001番地
柳 平 功	茅野市豊平泉549番地
小 平 正 吉	茅野市湖東4993番地
篠 原 克 治	茅野市湖東7390番地
木 村 正 信	茅野市湖東6194番地
五 味 晟	茅野市湖東4254番地
朝 倉 初 明	茅野市北山6588番地
柿 沢 健 久	茅野市北山6611番地
宮 坂 泰 文	茅野市北山8328番地

退 任

氏 名	住 所
宮 下 卷 好	茅野市豊平2659番地
宮 坂 亀 弥	茅野市豊平2700番地
小 平 祥 夫	茅野市豊平6004番地
永 田 卷 則	茅野市豊平6620番地
小 平 昭 七	茅野市湖東2900番地
牛 山 利 雄	茅野市湖東5017番地
小 平 邦 雄	茅野市湖東7405番地 1
藤 森 亀 男	茅野市湖東8730番地
柿 沢 三 男	茅野市北山6665番地 1
両 角 英 行	茅野市北山6641番地 3
秋 月 作 一	茅野市北山8355番地 1

監 事

新 任

氏 名	住 所
荻 原 廣	茅野市豊平5937番地
木 川 瑞 穂	茅野市豊平119番地
木 村 久 幸	茅野市湖東6350番地

長 瀬 一 雄	茅野市湖東3159番地
小 松 嘉 治	茅野市北山6759番地
田 村 貞 夫	茅野市北山1028番地

退 任

氏 名	住 所
柳 平 崇 永	茅野市豊平泉416番地
両 角 正 雄	茅野市豊平7357番地 4
篠 原 恒 雄	茅野市湖東5800番地
久保田 昌 夫	茅野市湖東3692番地 2
小 松 哲 治	茅野市北山6721番地
三 浦 文 男	茅野市北山1224番地

土地改良課

公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定により、松本市庄内3丁目4番21号西澤秀泰外2名から提出された住民監査請求について、同条第4項の規定により監査した結果を次のとおり通知したので、これを公表します。

平成16年 8月2日

長野県監査委員	丸 山 勝 司
同	樽 川 通 子
同	東 方 久 男
同	木 下 茂 人

16監査第40号
平成16年（2004年）7月28日

（請求人） 様

長野県監査委員	丸 山 勝 司
同	樽 川 通 子
同	東 方 久 男
同	木 下 茂 人

長野県職員に関する措置請求に係る監査結果について
（通知）

平成16年 6月9日付けで受理しました長野県職員に関する措置請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定により、別紙のとおり監査結果を通知します。

（別紙）

長野県職員に関する措置請求の監査結果

第1 監査の請求

1 請求人

松本市庄内3丁目4番21号	西 澤 秀 泰
松本市沢村1丁目9番8号	永 田 恒 治
諏訪市湖岸通り二丁目4番21号	諏 訪 雅 顕

2 請求書の提出

請求書の提出は、平成16年 6月9日である。

3 請求の内容

提出された長野県職員措置請求書による請求の要旨は、次のとおりである（原文のまま）。

請求の要旨

(1) 当事者

ア 請求人らは長野県内に居住する住民である。

- イ 田中康夫(以下田中という)は、長野県において、平成12年10月26日より現在まで長野県知事の地位にある者であり、地方公務員法第3条第3項第1号に規定する特別職の地方公務員である。
- (2) 公金支出の事実
田中は別紙のとおり、平成16年1月31日乃至同年4月28日、合計18回に渡り、日当・交通費・宿泊費・旅行雑費等の旅費を、旅行命令票に従って支出させた。
上記の旅費の支出に関しては、上記命令の内容と実際の行程に明らかに相違があった。
- (3) 上記公金支出の違法性
本来、旅費は上記旅行命令に従って支払わなければならないとされている所、いずれも実際の行程と異なる内容にて旅行命令票が作成されている。しかも、公務の出張にとどまらず、行程内には私的旅行等が含まれており、本来私用として田中個人が負担すべき旅費まで公金として支出されているものであり、これらの支出が社会的相当性を著しく欠き、違法であることは明白である。
尚、特別職条例第8条が一般職条例第3条第1項、第4条第3項を準用しており、旅行命令を行うに当たり、在勤公署又は居住地以外の場所を発着地として指定することができないため、本件の様な措置(旅行命令票の虚偽記載)を採ったと主張する見解もあるが、そうであるならば、同条例の条項に従って、旅費を支払ってはならないというだけであって、事実を曲げてまでこれを支給しようとするなど言語道断である(仮に条例に不備があるならば、これを改正すればよいことである)。
- (4) また、別件監査請求において、知事の出張において私用が介在することにより旅行命令票の内容と旅行の実態とが相違することについて、県ではその相違があることを認め、県民に分かり易くする趣旨から、平成16年1月16日からは旅行命令票の摘要欄に実際の行程を付記するという事務処理に改めたが、この事務処理方法については監査委員自身、以下の問題点を指摘している。
ア 旅行命令票に記載された命令の内容と、付記の内容が矛盾することになる。
イ 旅行命令と実際の行程に相違が生じることの根本的な解決となるものではない。
ウ 旅行命令票という公文書そのものの信頼性を損なうおそれがないとは言えない。
と指摘しているが、この各命令書はこの指摘をも無視する結果となっている。
- (5) 田中の責任
上記虚偽内容の旅行命令票は、田中自身により支出の依頼請求がなされており、田中の認印が押されているものであって、かかる違法支出の首謀者は田中その者であるから、田中に故意ないしは重過失の責任があることは明らかである。
- (6) 結論
上記のとおり、田中に係わる本件公金の支出は、公私が混同されたものである所、支出された旅費に関しては、公務の部分と私的旅行部分とを判然と区別することは困難であるから、支出された金額全額をもって(不可分一体として)長野県に対し損害を与えたものである。
よって、監査委員は長野県知事に対し、以下のとおり勧告をするよう求める。

記

長野県知事は、田中康夫に対し、本件違法な支出の公金を長野県に返還するよう請求すること。

上記のとおり、地方自治法242条1項の規定により、別紙表を添付の上必要な措置を請求する次第である。

4 請求の受理

本件請求は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第242条所定の要件を具備しているものと認め、平成16年6月9日にこれを受理した。

5 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対して、法第242条第6項の規定により、平成16年6月17日に新たな証拠の提出及び陳述の機会を設けた。

請求人は、陳述において、請求の趣旨の補足説明を行ったが、新たな証拠の提出はなかった。請求人の陳述の際、法第242条第7項の規定により、監査対象機関の職員の立会いを認めた。

第2 監査の実施

1 監査対象事項

請求書別紙記載の18件の知事の旅行命令(以下「本件旅行命令」という。)に基づく旅費の支出について監査対象とした。その内訳は別紙1のとおりである。

2 監査対象機関

経営戦略局秘書広報チームについて監査を実施した。

3 監査対象機関の陳述

監査対象機関の陳述は、平成16年7月1日に実施した。

なお、請求人は立会いを希望しなかった。

第3 監査の結果

本件請求のうち、別紙1の番号2、4、6、7、14から16まで及び18についての請求は、旅費が支給されていないことから監査の対象とならない。また、別紙1の番号1、3、5、8から13まで及び17についての請求は、請求人が主張する違法、不当なものではなく理由がない。

以下、事実関係の確認及び判断について述べる。

1 事実関係の確認

(1) 知事への旅費の支給について

知事を含む特別職の職員への旅費の支給は、特別職の職員等の旅費又は費用弁償に関する条例(昭和27年長野県条例第75号。以下「特別職条例」という。)に基づいている。

同条例第2条では、「常勤の特別職の職員(中略)の旅費は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、宿泊料、食卓料、旅行雑費、移転料、着後手当、移転雑費及び扶養親族移転料とする。」とし、第8条では、「この条例で規定するもののほか、旅費及び費用弁償の額並びにその支給及び支給方法に関しては、一般職の職員の旅費に関する条例(昭和29年長野県条例第45号)の規定を準用する。」と規定している。

(2) 一般職の職員の旅費に関する条例(以下「一般職条例」という。)に基づく旅費の支給について

ア 旅行命令等

「(前略)旅行は、任命権者若しくはその委任を受けた者又は旅行依頼を行う者(以下「旅行命令権者」という。)の発する旅行命令又は旅行依頼(以下「旅行命令等」という。)によって行わなければならない。」(一般職条例第4条第1項)とし、「出張に係る旅行命令等における発着地は、在勤公署又は職員の居住地とする。」(一般職条例第4条第3項)と規定されている。

イ 旅行命令等の変更

「旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により、既に発した旅行命令等を変更する必要

がある場合には、自ら又は旅行者の申請に基づき、これを変更することができる。」(一般職条例第4条第2項)と規定している。

ウ 出張旅費

出張とは「職員が公務のため一時その在勤公署を離れて旅行すること」(一般職条例第2条第3号)である。

また、「職員が出張し、又は赴任した場合には、その職員に対し、旅費を支給する。」(一般職条例第3条第1項)と定めており、公務による旅行に対してのみ旅費は支給される。

エ 旅費計算の原則

「旅費は、経済的かつ合理的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により経済的かつ合理的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。」(一般職条例第7条)と規定されている。

オ 旅費支給に関する解釈・運用

一般職条例の解釈・運用については、平成14年3月13日付け13会第175号により、会計局次長、人事課長の連名で「旅費関係質疑応答について」が通知されている。

しかしながら、特別職の旅費支給について、一般職条例のように詳細に解釈・運用を明らかにした文書は存在しなかった。

(3) 旅行命令票の摘要欄への私用の付記について

公務旅行中に私用が混在することを旅行命令票上、明らかにするとともに、実際の行程を県民に分かりやすい形で明らかにすることを目的に、知事は平成16年1月16日から、県議会議員は平成16年3月3日から、旅行命令票の摘要欄に付記という形で私用部分を明記する事務処理に改めている。

付記が記載されている旅行命令票においては、私用により旅行命令等と異なる旅行をしても、その旅行が公務として有効に実施されているならば旅費を支給している。

(4) 本件旅行命令に基づく出張の状況について

本件旅行命令に係る公務の状況については、秘書広報チームが保管する知事日程並びに総務部管財課、東京事務所及び下伊那地方事務所が保管する公用車使用簿と旅行命令票との照合を行うとともに、秘書広報チームから聞き取りを行った。また、実際の行程について、雑誌等の記述を確認し、旅行命令票の付記と照合を図りながら調査を行った。

これらの調査の結果は、別紙2のとおりであり、本件旅行命令において命令された公務は、すべて命令どおり実施されたことを確認した。

(5) 本件旅行命令に係る旅費の支出状況について

本件旅行命令に係る旅費の会計処理については、秘書広報チームが保管する支出負担行為決議書、支出命令書及び領収書等の証拠書類を確認し、旅行命令票と照合を図りながら調査を行うとともに、秘書広報チームから聞き取りを行った。

その結果、関係条例、財務規則(昭和42年長野県規則第2号)の規定に従って事務処理されていることが確認された。

2 判断

事実関係の確認に基づき、以下のとおり判断する。

請求人は、「実際の行程と異なる内容で旅行命令票が作成され、さらに本件旅行命令には、公務の出張にとどまらず行程内には私的旅行等が含まれており、本来私用として田中個人が負担すべき旅費まで公金として支出されている。これらの支出が

社会的相当性を著しく欠き、違法であることは明白である。したがって、支出された旅費全額を長野県に返還すべきである。」と主張している。

知事への旅費の支給については、特別職条例第8条で一般職条例を準用するとされており、一般職条例第3条第1項では、「職員が出張し(中略)た場合には、その職員に対し、旅費を支給する。」と規定している。そして、同条例第4条第3項においては、「出張に係る旅行命令の発着地は、在勤公署又は職員の居住地とする。」と限定列挙しており、旅行命令を行うに当たって、在勤公署又は居住地以外の場所を発着地と指定することはできないものと考えなければならない。

旅行命令とは公務のための旅行に対する命令であり、公務を行った事実があれば、そのための旅費は必要な費用として支給すべきものであると考えられる。

旅費が支給されている10件の出張において公務は実施されており、支給された旅費は、一般職条例第7条に定める経済的かつ合理的な額であることが認められた。

また、監査対象機関である秘書広報チームに対して調査したところ、旅行命令の実際の事務を執行する秘書広報チームの職員が、旅行命令に際し、ことさら日付や移動の発着地点並びに付記の内容を偽ったという事実は認められなかった。

旅行命令と実際の行程に相違が生じているが、それは、旅行命令を偽って行ったためではなく、条例に基づき経済的かつ合理的な旅費を支給するという実務上の措置としてやむを得ないものと見るべきである。

したがって、請求人が主張するような、本来私用として知事個人が負担すべき旅費までを支出している事実、また、虚偽の旅行命令票を作成している事実もなく、関係条例に基づき、公務を行うために必要な旅費が支給されており、違法又は不当な事実はない。

以上のことから、請求人の主張には理由がなく、本件請求は認められない。

【意見】

平成16年1月28日付けで受理した長野県知事への旅費の支出に関する住民監査請求に対する監査結果において、監査委員は「旅行命令票の摘要欄に実際の行程を付記するという事務処理では問題点があることを認識した上で、知事はその改善に向けた取り組みを早期に行うこと。」と要望した。

特別職の旅費支給方法の改善に向けては、いまだに旅行命令票へ付記するという事務処理の問題点を検証している状況で、監査委員の要望を踏まえた十分な取り組みが行われていないことは誠に遺憾である。今回の調査の過程で、旅行命令等の日付と異なる領収書による旅費の支払について、知事部局と県議会とで解釈・運用に相違が見られた時期があったことも判明したことから、県民の信頼を得られる支給方法や事務処理を早急に提示するよう知事に強く要望するところである。